

那珂市生活支援商品券加盟店取扱要領

那珂市生活支援商品券加盟店取扱要領（以下、「取扱要領」という。）は那珂市が発行する生活支援商品券（以下、「商品券」という。）の取扱い及び申込みに適用されます。

商品券の取引を開始する場合、取扱要領に同意したものとみなします。

1 那珂市生活支援商品券臨時配布事業の趣旨

物価高騰の影響が市民生活全般に及んでいる状況を踏まえ、国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し、市民の生活支援及び地域経済の下支えを図るため、商品券を配布し利用することで、利用者の利便性の向上等を図り、地域経済の循環の創出やデジタルシステムの普及を目的としています。

2 加盟店であることの表示

那珂市生活支援商品券事務局（以下、「事務局」という。）から交付されたのぼり旗、店舗用二次元コード等は、適切に管理・維持するとともに、店頭や事業所の正面など消費者が分かりやすい場所に掲示してください。

取扱いしている商品券の利用期間が終了した場合、または加盟店登録を取り消した場合、掲示を外してください。

3 取引してはいけないもの

- (1) 出資や債務の支払い又は不動産及び金融商品の購入
- (2) 有価証券、金券類、たばこ等換金性の高い商品の購入
- (3) 事業活動に伴い使用する原材料、機械類、仕入品等への支払い
- (4) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (5) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。）第 2 条に規定する営業において提供される役務
- (6) 国税、地方税、使用料その他の公租公課
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) 各店舗が指定するもの
- (9) その他、市長が不相当と認めるもの又は商品券の発行趣旨にそぐわないもの

4 取引に当たっての注意点

- (1) 商品券を現金化するような取引は行うことが出来ません。

- (2) 加盟店独自に商品券の対象外商品を設定する場合は、必ず利用者が見てわかるように表示をしてください。
- (3) 商品券の盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、那珂市及び事務局はその責を負いません。
アプリが複製物である、偽造若しくは変造されている等と判別できる場合は、利用を拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ報告してください。
- (4) アプリ型の商品券の場合には、加盟店が店頭に掲示した自店を識別する二次元コードを、利用者のスマートフォン上の専用アプリに読み取らせ、加盟店が提供する商品又はサービスの価額（消費税相当額含む）を利用者に入力させることで決済させます。
決済が完了すると、利用者のアプリに支払完了画面が表示されますので必ずご確認ください。
- (5) カード型の商品券の場合には、利用者のカードに印字された二次元コードを、加盟店の商品券専用アプリで読み取りし、加盟店が提供する商品又はサービスの価額（消費税相当額含む）を加盟店が入力することで決済します。
決済が完了すると、加盟店のアプリに支払い完了画面が表示されますので、必ずご確認ください。また、決済後の残高を利用者にお伝えください。
- (6) 加盟店が提供する商品またはサービスの価額（消費税相当額含む）に利用者が保有する商品券の残高が不足する場合、不足分は現金等の他の支払い方法で受け取ってください。
- (7) 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い値段設定にするなど、消費喚起の趣旨に反した行為を行わないでください。
- (8) 対象外商品の販売を行わないでください。

5 売上金の換金

毎月15日、月末の24時過ぎにシステムにより自動で締め作業を実施し、3営業日後に加盟店申込時にいただいた口座へ売上金を振込します。換金にあたっての手続きは不要です。

占め作業時点で未換金分が5千円以上の場合は、自動で換金の申請がされ、未換金分の取引金額が5千円未満の場合には、次回に繰り越しとなります。

最終換金日（令和8年10月31日締め、11月5日振込）では、未換金分の取引額が1円以上有するすべての加盟店が自動で換金の申請がされ、売上金が口座に入金されます。換金に伴う売り込み手数料はすべて事務局が負担します。

換金スケジュールについて、特設サイトの事業者向けページ等からご確認ください。

6 加盟店の取消

違反行為があった場合、もしくは登録に虚偽又は不正の事実があった場合は、

加盟店登録を取り消します。また、登録を受けた事業所が自らの都合で登録を取り消したい場合は、那珂市生活支援商品券コールセンターに連絡してください。

7 取扱要領の変更

那珂市は合理的な裁量により、取扱要領を変更できるものとします。取扱要領を変更した場合には、かかる変更及び変更内容を那珂市が適切と判断する方法により加盟店に告知するものとします。当該告知に別段の記載がない限り、変更後の取扱要領は、かかる変更が掲示されたときから 1 週間後に有効になるものとします。加盟店がかかる変更に同意できない場合は、商品券の使用取引を停止するものとします。変更後の取扱要領が有効となった後、商品券の使用取引を利用した場合、または変更の告知後 1 週間以内に登録の取消の手続きを取らなかった場合、変更後の取扱要領に同意したものとみなされます。

8 お問い合わせ先

那珂市生活支援商品券コールセンター

電話番号：0120-787-007

開設期間：令和 8 年 6 月 1 日～令和 8 年 11 月 30 日

開設時間：全日 9:00～18:00